

🌸 お気軽にご相談ください 🌸



市民相談のご案内



春日井市では、身近なお困りごとやお悩みごとの相談窓口として、各種専門相談を実施しています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

🌸 内 容 法律相談、多重債務相談、登記相談、交通事故相談、
税務相談、労働相談、不動産取引相談、建築相談、
相続・遺言手続き相談、年金・働き方相談、
なやみごと人権相談、行政相談、外国人相談など

🌸 相談日 中面をご覧ください
(祝日・休日及び年末年始は休みです)

🌸 場 所 春日井市役所2階 市民相談コーナー

🌸 予 約 窓口、電話 (0568-85-6620)、市公式LINE



市公式LINE

どの相談に申し込めばよいかわからない場合は、
お話を伺ってご案内しますので、お問い合わせください。

春日井市 市民相談



🌸 お問い合わせ 春日井市 市民生活課 市民相談担当 Tel0568-85-6620 🌸

市民相談の内容

【予約が必要な相談】

相談名	と き	相談担当者	内 容
法律相談	毎週水・金曜日 午後1時～4時 原則奇数月の最終日曜日 午前9時～正午	弁 護 士	民事等の法律問題に関する相談 ※1年度につき1人1回に限ります。 ※相談時間は25分間
多重債務相談	第3木曜日 午後1時～4時 原則最終日曜日 午前10時から正午	NPO法人 クレサラあしたの会	クレジットやサラ金などからの多額の借 金に苦しんでいる多重債務者の解決に 向けての相談
登記相談	第2金曜日 午後1時～4時	司 法 書 士 土地家屋調査士	土地、家屋の測量、登記手続きなど に関する相談
交通事故相談	第1・3月曜日 午後1時～4時	交通事故相談員	賠償問題、示談の進め方など交通事 故に関する相談
税務相談	第1火曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	税 理 士	所得税、相続税、事業税など税に関 する相談 ※3月は休み
労働相談	第1水曜日 午後1時～4時	県労働相談員	解雇、賃金、就業規則など職場での 悩みごと、困りごとに関する相談
不動産取引相談	第4金曜日 午後1時～4時	宅地建物取引士	土地、家屋の売買、賃貸借などに 関する相談
建築相談	毎週火曜日 午後1時～4時	建 築 士	建物の新築、リフォーム、建替え、耐 震対策などに関する相談
相続・遺言手続相談	第3火曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	行 政 書 士	相続手続き、相続対策、遺言書作 成などに関する相談
年金・働き方相談	第4月曜日 午後1時～4時	社会保険労務士	各種年金・健康保険・労働保険の制 度及び手続き、労働条件などに関 する相談

※相談の予約開始は、相談日の前月の初日（土・日・祝、年末年始を除く）です。

※春日井市公式LINEから相談予約ができます。詳しくは4ページをご覧ください。





【予約が不要な相談】

相談名	と き	相談担当者	内 容
なやみごと 人権相談	第1・3木曜日 午後1時～4時	人権擁護委員	家庭、隣近所でのもめごと、困りごと、悩みごとなどに関する相談
行政相談	第2・4火曜日 午後1時～4時	行政相談委員	道路、交通、公害など行政に対する意見、要望、苦情などに関する相談
外国人相談	第1～4水曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	春日井国際交流会 K I F	外国人の行政サービスに対する悩み、不安に関する相談 第1週 英語・フィリピン語 第2・4週 ポルトガル語 第3週 スペイン語
一般相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	市職員	市の仕事に関する問い合わせなど

※当日の午前8時30分から電話等で順番を受け付けます。

市民相談コーナーでは、弁護士会、法テラスなど、関係機関のパンフレットも用意しています。



お気軽にお越しください。



相談室の様子

お願い

- 多くの市民の方々に相談していただきたいため、繰り返しの予約はご遠慮ください。
- 予約後に都合が悪くなった場合は必ず連絡してください。複数回キャンセル、無断キャンセルをされた場合は、今後の相談をお断りさせていただくことがあります。



